

会 議 録

会 議 録	令和 6 年度山陽小野田市介護給付適正化委員会
開 催 日 時	令和 7 年 2 月 3 日（月）午後 6 時 0 0 分～午後 7 時 3 0 分
開 催 場 所	山陽小野田市役所 3 階大会議室 B
出 席 者	学識経験者 滝川洋子 山口県作業療法士会 濱本尊博 特別養護老人ホーム長寿園園長 上村篤子 山口県訪問看護ステーション協議会 落合千賀子 山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会 田原貞子
欠 席 者	なし
事務担当課 及 び 職 員	福祉部長 吉岡忠司 福祉部次長兼高齢福祉課長 尾山貴子 高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 荒川智美 高齢福祉課長補佐 竹内広明 地域包括支援センター主査 古谷直美 介護保険係長 見田健治 介護保険係主任 末永久美 地域包括支援センター 蕎麦谷智美
会 議 次 第	1 福祉部長挨拶 2 第 9 期山陽小野田市高齢者福祉計画における介護サービス給付費適正化事業及び介護給付費適正化委員会について（資料 1 参照） 3 令和 6 年度介護給付適正化会議の結果報告（資料 2 参照） 4 山陽小野田市独自の取扱いに関する見直し（資料 3 参照） 5 意見聴取 6 その他
会 議 結 果	1 について 福祉部長が挨拶を行った。 2 について 事務局より介護サービス給付費適正化事業及び介護給付費適正化委員会（資料 1）について説明を行った。 ○質疑 なし 3 について 事務局より令和 6 年度介護給付適正化会議の結果報告（資料 2）について説明を行った。

	○質疑 委員 住所地特例制度に反して住所変更を行っていたケースがあったとのことだが、同様のケースは複数見受けられるのか。今回のケースの対象者は、住所地特例制度について理解したうえで住所変更を行ったのか。 事務局 今回のケースについてケアマネジャーから聞き取りを行うと、ケアマネジャーとしては施設の住所に住所変更をされると思っていたが、家族が既に親族の住所に住所変更をされていたということだった。ケアマネジャーは後から気付いたため、今後は同様のことがないように気を付けると、面談の際に言われていた。 事務局 同様の事例が複数見受けられるかという点について、介護保険の担当部署では、介護認定を受けている方が転出する際に、転出先が一般住宅か施設かの確認を行っている。施設の場合、どこの施設に入所されるかを確認し、住所地特例対象施設の場合には、施設の住所に住所変更するよう説明している。介護保険担当部署がそのことを説明していないと、ケアマネジャーも手続き後に把握したのではどうしようもないと思う。転入を受け入れる行政側も、他市から転入され、親族の住所に転入届を提出された後では対応が難しいため、転出元の介護保険担当部署が受給資格証を発行する際にきちんと状況を確認し、適切に住所変更を行うよう説明すべきと考える。 委員 家族が、なんらかのメリットを感じて、親族の住所に住所変更をされる可能性もあるのか。 事務局 基本的に家族が制度について把握していることはないと思う。転出前にケアマネジャーからきちんと助言をしていただき、市役所に家族が来られた際に、御理解いただいた上で手続きできることが望ましい。ケアマネジャーから家族のところに住所を移したらどうかということを提案されると、窓口で家族が来られた際に混乱を招くため、御理解いただき、家族に説明していただくことが必要と考える。 委員 施設入所される方は、基本的には施設の住所に住所変更されることが多いのか。 委員 施設によって取扱いが異なる部分もあると思うが、基本的には施設は生活の場であるため、居住地として住所
--	--

	変更されている方が多く、それが基本であると思う。場合によっては、元々の居住地から住所変更をされていない方もいる。
委員	地域密着型の施設は、市内に住所がなければ入所できないということで間違いないか。
事務局	地域密着型の施設は、その市に居住されている方でないと入所できない。家族が山陽小野田市内に居住されており、入所を希望する対象施設が市内の地域密着型の施設であった場合に、意図的に市内の家族の住所に住所変更するケースがあるかもしれない。そういったケースについては、ケアマネジャーから介護保険の制度上不適切であることを説明していただきたい。
委員	市内に居住する家族のすぐ近くの施設に居住することが望ましい場合等、特段の理由がある場合はどうか。
委員	住所地特例制度の本来の趣旨は、入所施設が多い保険者の負担の増大を防ぐことであり、地域密着型サービスの制度ができたのは住所地特例制度ができた後であったと思う。特段の理由がある場合も、そのような方法を取ることは不適切であると思うが、そういったケースも実際にはあるのではないかと推察する。
委員	グループホームは市内に居住する方しか入所できない施設であるため、特にあてはまると思う。
委員	もちろん入所者、家族のために一番よい施設を選択することが望ましいことであるが、本来はどうあるべきなのだろうか考える。
事務局	本来は、保険者負担を公平公正にするために住所地特例制度がある。この度のケースについては、入所されたのは地域密着型の施設ではないため、故意ではなかったと推察する。
委員	今回のケースは県外から来られたのか。市外か。
事務局	市外であったと思う。
委員	その場合は転出元の市がきちんと説明するべきであると思う。自分自身も以前親族の転出手続きを行う際に説明を受けた。転出元の市が説明をしていなかったのではないか。
委員	自分の親族の場合には、本人が希望し、転居手続きを行わなかった。しかし、地域密着型の施設の場合には、住所変更をせざるを得ないのかと思う。

事務局	地域密着型の施設は、本来住み慣れた地域で生活するための施設であり、市外からの転入であればその趣旨から外れてしまうため、市外の方は特段の理由があっても市内の地域密着型施設に入所することはできない。
委員	どのくらいの期間居住していれば、居住実態があると思われるのか。
事務局	期間は定められていない。
委員	少しの期間だけ住民票を異動し、施設に入所することもできてしまうかもしれない。
委員	ケアマネジャーはこのような要望があった際にどのように説明を行っているのか。
委員	ルール上困難であると説明している。ルールの抜け穴のような方法を決してケアマネジャーが対象者や家族に教えてはいけないと思う。家族を近くで見守りたいため、地域密着型の施設を利用させたいというケースについては、通常規模の事業所の利用が難しい利用者もいるため、考えさせられる事例ではある。利用者や家族の希望を聞きながらも、制度に則した提案をしていくことがケアマネジャーの業務だと考えている。
委員	毎月介護保険証を確認しており、施設の住所ではない住所が記載されている方もいるが、ずっと施設にいるわけではないためであると整理している。
委員	山陽小野田市だけの問題ではないと考えるため、ルールに則して説明をしていただきたい。
委員	施設入所後に状態が急激に悪化しているケースについては、施設の種類を教えてほしい。
事務局	入所された施設の形態については、有料老人ホームである。認知症が進行し、状態が悪くなったケースである。
委員	認知面の状態が悪くなったのか、身体面か。
事務局	認知面も悪化したか、活動量が落ちて褥瘡もできていたため、認知面と身体面双方であると考えている。
委員	この方の場合にはケアの質はどうだったと考えるか。プランが適正でありつつも身体機能が低下していったのか、それとも不適正であったと考えるのか。
事務局	このケースの場合は、施設の選定や受診先が適正であったか等複数の点から助言させていただいた。ケアマネジャーからは面談時に、家族へ提案はしていたものの、

	委員 思うようにいかず苦慮する部分があったと聞いた。 委員 ケアマネジャーの視点からいうと、様々な施設を提案しても、経済的な面から困難な場合もある。そのあたりも理由の一つとしてあったのではないかと推察する。 委員 要介護3以上であれば、特別養護老人ホームをケアマネジャーも視野に入れたと思うが、そうではなかったのだろうと推察する。 委員 新型コロナウイルスの感染拡大以降は、面会の時間を取りやすいかどうかで施設を選択される家族もいるため、そのような事情もあるかもしれない。 委員 感染症の関係は施設も神経質になっておられると思う。 委員 こういったケースを取り上げて事例を検討することはとても大切であると思う。 委員 ケアマネジャーと同一法人内の事業所で複数のサービスを利用しているケースというのは、どういったケースだったのか。 事務局 このケースについては、複数のサービスを利用されている中で、一部のサービスの利用を継続する必要があるのかという点を確認した。 委員 同一法人を潤すためにサービスの利用を継続しているかを確認したということか。 事務局 サービスのうちの一つの必要性について確認したということである。 委員 面談の結果、必要だったということか。 事務局 面談の聞き取りの中で、必要性の確認は行った。 委員 気になるケースではあると思う。 委員 利用者から、ケアマネジャーの事業所と同一法人内でサービスを利用しなければならないかと質問を受けることがあるが、そうではないことの説明は行うようにしている。 4について 事務局より山陽小野田市独自の取扱いに関する見直し（資料3）について説明を行った。 ○質疑 委員 今後書類の提出を求めないこととした場合、ランダムに抽出したケースのケアプラン点検を行うこと以外に何
--	--

	か対応するか。軽度者や同一品目の福祉用具の貸与を行いやすくなるかが気になる点である。
事務局	ガイドラインを作成する予定であるため、ケアプラン点検と合わせて、ガイドラインの周知も行う予定である。そうすることで貸与しやすくなってしまうという懸念を委員が持たれることは理解できるが、貸与に関する考え方については、これまで長く行ってきたことであり、ケアマネジャーに周知を図れていると考える。現状では、提出されたケースの確認を行っている形であるため、適正な運用をしているケアマネジャーが書類の提出をしている状況である。実際に運用してみて、適正ではない利用が増えているようであれば、方針を変更するかどうかを検討したいと考えている。現状は山陽小野田市のみ提出書類が多く、他の市町では提出を求めている状況であり、ケアマネジャーの負担になっていると考える。また、確認を行う職員の事務負担も大きい。
委員	協議書とカタログのコピー以外は、業務上常に作成しているものであるため、ケアマネジャーはそこまで負担に感じていないのではないかと思う。確認を行う保険者は大変であると思う。協議書を作成するときに医師に会いに行くが、連携をとるきっかけにもなっている。ケアマネジャーとしては、書類の提出を行わなくてよくなることで、不適正な利用につながらないか、医師との連携が取りにくくならないかを懸念している。保険者の所に書類提出のために出向く手間は省略できると思う。書類を提出して保険者に確認を行うことが、日々の業務の知識につながることもあったため、これまで行ってもらっていたことは大きかったと感じる。
事務局	他市町では提出を行っていないため、確認を行うことは保険者にとって必ずしなければいけないことではない。貸与の適否に関しては、ケアマネジャーがアセスメントするものであると考えている。保険者は書面だけで判断しているため、正確に状況を把握できるわけではない。山陽小野田市は提出書類が多いということはこれまでもケアマネジャーから常々言われていたことであり、負担軽減と適正化のバランスを取って検討したところである。御指摘の通り、職員にとっても書類を確認しなければならない事務負担はある。また、提出された書類は、適正であるという現状がある。

委員	必要書類の提出がないケースの方が気になるところである。ケアマネジャーは一連の手順をきちんとやっておられるという話を聞いて、今後は担当者会議をきちんと実施していただけたらよいのではないかと感じた。協議書を急いで作成したり、担当者会議を急いで実施したりする手間のことを考えると、ずっとやってきたことではあるが、一旦ここで考える機会にしてもよいのではないかと思う。何か不適切な点があれば、そのときにきちんと対応を検討していけるとよいのではないか。
事務局	提出をしなくてよいとなると、やらなくてよいと思われるケアマネジャーも多いと思うか。
委員	そのようになってしまわないか危惧している。ランダムに声掛けがあった際に慌てないか不安である。
委員	他市のケースで、これまでに訪問した際に、不要な福祉用具が貸与されていたケースがあった。山陽小野田市はそのあたりを適正に確認しているため、不要なものの貸与がされていないのではないかと感じた。
委員	いきなり提出しなくてよいとするのではなく、何か間を取ることはできないかと感じた。提出しなくてよくなることで、ありがたいと思われるケアマネジャーも多いと思うが、少し心配な部分もある。
委員	これまでやってきたことを立ち止まって考えることは大切であるが、委員の言われるとおり、いきなり提出をしなくてよいとするのではなく、負担軽減も図りながらも、折衷案が何かあるとよいのではないかと感じた。
委員	山陽小野田市はとてもよい取り組みをしていると思う。
委員	協議書とはどのようなものか。
委員	医師・ケアマネジャー・福祉用具専門相談員からの意見を書面に記載し、市に提出するものである。
委員	協議書だけの提出では足りないか。
委員	協議書だけでは利用者の状況を書ききることが難しい。
事務局	そのため、現状はケアプランやアセスメントシート、担当者会議の記録を添付して提出していただいている。今後は書類を提出していただくのは、市町村による判断の対象となるもののみとして、それ以外はケアマネジャーのケアマネジメントと、担当者会議での協議を行っていただくよう変更することを検討していたところである。
委員	折衷案を考えられたらと思い、どこが判断の肝になるかが分かれば、たくさん書類提出をしなくてもよくなり、

	負担軽減を図れるのではないかと考えた。 委員 担当者会議は、様々な職種が参加し意見を言う場であるため、担当者会議の記録を提出してもらおうと、どういう風に検討されたかが分かるのではないか。 委員 ガイドラインの中に、担当者会議の中で医師の意見を聞くことが望ましいことを記載してもらおうと、漏れなく対応できるのではないか。医師の所にはなかなか相談に行きづらいため、よい連携の手段になっている時もある。 委員 ケアマネジャーからそのような意見が出るのは、全体的なケアマネジャーのレベルが高いということだと思う。 事務局 委員からの意見も踏まえて、事務局で協議し、もう少し検討していきたい。 5 について 委員より意見聴取を行った。 委員 どの資料を見ても、対象者の自立支援を促すことができていることがよくわかる。専門職として、ただ寄り添うだけではなく、自立支援を図ることが大切であり、その促進がきちんとできていると感じた。ぜひこの取り組みを続けていってほしい。 委員 ケアマネジャーは元々の職種が様々であるため、資質向上のために自立支援を促す取り組みができていることは素晴らしい。助言内容の中で、本人のこれまでの生きてきた歴史や好きなこと、頑張ってきたこと等に着目する助言がされており、この辺りはとても大切なことであると思うため、そこを伝えてもらえているのはとても良いことだと思う。自分自身も対象者の自立を妨げないように関わっていきたいと改めて感じた。 委員 適正化委員会の中でいろいろ学べる部分があった。モデルになるような取り組みであると思うため、続けていってほしい。 6 について その他 なし －閉会、終了－
--	--